

1. 事業の必要性、概要

平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」が成立し、同法に基づき、海岸漂着物対策が推進されている。同法の下、海岸漂着物等の発生状況の把握、発生原因に関する調査等政府としての責務を果たしていく必要がある。

また、同法成立時の附帯決議においては、同法の海岸漂着物等となっていない漂流・海底ごみについて、「回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと」、「地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること」とされている。

漂着ごみについては、引き続き全国的・経年的な状況把握や原因究明等を行うとともに、漂流・海底ごみ対策については、被害が認められる地方自治体からの要望も高まっており、また生態系への影響も懸念されることから、国として、状況把握、原因究明、対策手法等の検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）漂着ごみ対策総合検討事業

国による総合的な海岸漂着物対策実施を推進するため、以下の検討を行う。

① 漂着ごみ状況把握事業

地方公共団体や民間団体等の各主体と連携し、我が国の漂着ごみの状況を把握する上で必要な地点において、漂着ごみのモニタリングを行い、全国的・経年的な漂着ごみの状況等を把握する。

② 漂着ごみ原因究明事業

主要漂着ごみを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査を行う。また、外国から流入する海洋ごみの国際的な発生源対策のため、北太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた海洋ごみの発生源管理のための会合での議論に活用できる情報を収集する。

③ 漂着ゴミ国外流出対策事業

我が国から流出するごみの国外における影響に関する調査・検討を行う。

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

漂流ごみについて、全国において漁業関係者等へのヒアリング等により、その被害の概況を把握・分析し、緊急的に対策が必要な地域を把握する。加えて、全国から代表的地域を選定し、現状の実態と影響を把握するため、アンケート調査、回収調査等を実施し、今後の対策を検討する。

海底ごみについても、併せて調査・検討を行う。

3. 施策の効果

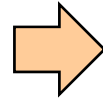
漂流・漂着・海底ごみの実態把握、原因究明等の推進により、各地域の漂流・漂着・海底ごみ対策が推進される。

漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

① 漂着ごみ状況把握事業

- ・漂着ごみのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況、対策状況の把握



効果的な漂着ごみ対策
に関する施策の立案

② 漂着ごみ原因究明事業

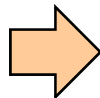
- ・主要ごみの発生実態調査 (国内及び海外)
- ・流出状況の追跡調査
- ・海外の発生源に係る情報収集



実効的な発生抑制対策の実施

③ 漂着ごみ国外流出対策事業

- ・太平洋地域における影響調査
- ・国際的な協力体制の検討



発生源対策に係る
国際協力体制の構築

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

- ・漁業関係者等へのヒアリング等による被害状況・取組の実態把握
- ・代表的地域における現状と影響把握



漂流・海底ごみの実態を
踏まえた適切な対策の
検討

国内由来
のごみ

我が国に流入
するごみ

我が国から流出
するごみ

